議案第６８号

有料公園施設（田辺公園プール及び田辺公園拡張整備区域を除く。）及び一町田多目的運動広場の指定管理者の指定について

有料公園施設（田辺公園プール及び田辺公園拡張整備区域を除く。）及び一町田多目的運動広場の管理に関し、別紙のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日　提出

京田辺市長　　上　村　　崇

（提案理由）

本件は、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、有料公園施設（田辺公園プール及び田辺公園拡張整備区域を除く。）及び一町田多目的運動広場の管理を指定管理者に行わせるため、提案するものである。

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名　称　　田辺中央体育館

所在地　　京田辺市田辺丸山１９番地

名　称　　田辺公園野球場

所在地　　京田辺市田辺丸山地内

名　称　　田辺公園テニスコート

所在地　　京田辺市田辺丸山地内

名　称　　田辺公園パデルコート

所在地　　京田辺市田辺丸山地内

名　称　　田辺公園多目的運動広場

所在地　　京田辺市田辺丸山地内

名　称　　田辺木津川運動公園野球場

所在地　　京田辺市田辺外島地内

名　称　　田辺木津川運動公園多目的運動広場

所在地　　京田辺市田辺外島地内

名　称　　田辺木津川運動公園テニスコート

所在地　　京田辺市田辺外島地内

名　称　　草内木津川運動公園野球場

所在地　　京田辺市草内外島地内

名　称　　防賀川公園第１コート

所在地　　京田辺市興戸十曽

名　称　　防賀川公園第２コート

所在地　　京田辺市興戸十曽

名　称　　一町田多目的運動広場

所在地　　京田辺市草内一町田３２番地

２　指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

名　　称　特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会

主たる事務所の所在地　京田辺市田辺丸山１９番地

代 表 者 の 氏 名　中西　哲夫

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

４　公募によらずに指定することについて

京田辺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条ただし書の規定により、指定管理者を公募によらずに指定する理由については次のとおり。

本件において指定管理の対象とする各施設は、市民のスポーツ活動の推進や健康増進、競技力の向上、スポーツ団体の育成等を図るための拠点となる施設であり、指定管理者には、適切な施設の維持管理能力に加え、市のスポーツ振興施策との整合を図りながら、市内の競技団体やスポーツ少年団、学校、地域団体等との継続的な連携により、スポーツ教室や施設の利用調整、地域スポーツ振興事業などを一体的に担う能力が求められる。

特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会は、長年にわたり本市のスポーツ振興を担ってきた公益的団体として、多くの競技団体等との継続的なネットワーク、施設運営の実績、地域事情への理解を有しており、施設管理とスポーツ振興事業を一体的に担うことで、市民のスポーツ活動の拠点として、その設置目的に即した運営を継続的かつ安定的に達成できると判断した。